

1 発電以外の流水占用料

種別	単位	年額 (円)
発電以外の原動力に供するもの	1秒ごと 0.01立方メートル	8,505
養魚の用に供するもの	1秒ごと 0.01立方メートル	5,775
工業の用に供するもの	1秒ごと 0.01立方メートル	35,910
その他の用に供するもの	1秒ごと 0.01立方メートル	13,650

備考 使用水量に 0.01 立方メートル未満の端数を生じたときは、0.01 立方メートルに切り上げる。

2 土地占用料

区分		単位	年額 (円)	
工作物の設置を伴うもの	広告板 (掲示板を含む。)	表示面積 1 平方メートル	690	
	電柱	1 本	840	
	鉄塔	占用面積 1 平方メートル	1,500	
	管線類	外径が 50 センチメートル未満のもの	長さ 1 メートル	150
		外径が 50 センチメートル以上のもの	長さ 1 メートル	390
	漁業用施設	占用面積 1 平方メートル	90	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル	300	

工作物の設置を伴わないもの	農地（樹園地を除く。）又は採草地	占用面積 1 平方メートル	9
	茶、果樹等の樹園地	占用面積 1 平方メートル	20
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル	160

備考

- 1 占用期間が 1 年未満であるときは、月割計算とし、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算する。
- 2 面積又は長さはこの表に定める単位に満たない端数があるときは、この表に定める単位に切り上げる。
- 3 1 件の占用料に 100 円未満の端数を生じたときは、100 円に切り上げる。
- 4 1 件の占用料が 1,000 円に満たないものについては、1,000 円とする。
- 5 電柱については、支柱及び支線は 1 本、H 柱は 2 本とみなす。
- 3 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	金額（円）
砂利	1 立方メートル	210
砂	1 立方メートル	210
土砂	1 立方メートル	210
栗石（れき）（控長が 25 センチメートル以下のもの）	1 立方メートル	231
玉石（控長が 25 センチメートルを超え 40 センチメートル以下のもの）	1 立方メートル	2,520

玉石(控長が40センチメートルを超えるもの)	1個	時価を考慮してその都度市長が定める額
ささ又はじゅん菜	100平方メートル	84
あし又はかや	100平方メートル	262
埋もれ木又は竹木	100平方メートル	時価を考慮してその都度市長が定める額

備考

- 1 容積又は面積にこの表に定める単位に満たない端数があるときは、この表に定める単位に切り上げる。
- 2 1件の採取料に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げる。